

ボギシッチと A. シーボルト

——日本封建制をめぐる問答——

松 本 英 実

ヴァルタザール・ボギシッチ (Valtazar Bogišić または Baltazar Bogišić, 1834-1908) はモンテネグロ一般財産法典 (1888 年)¹⁾の単独起草者であり、スラヴ法特に南スラヴ法近代化の中心人物である²⁾。筆者はこれまで、ツァヴタット (クロアチア) にあるボギシッチ・コレクション所蔵資料によりながら、この東欧の法学者が意外にも日本との接点をもっていることを明らかにしてきた³⁾。ボギシッチは明治日本における法典編纂に一貫して関心

1) 本研究は、青山学院大学判例研究所プロジェクト「ミクスト・リーガル・システム論から見た慣習法の総合的比較研究」(2014 年度)、「ボギシッチおよび彼が起草したモンテネグロ一般財産法典の研究」(2015 年度)、「19 世紀における法典化の比較法的・言語学的再検討——モンテネグロ一般財産法典を手がかりとして」(2016 年度)、「ヴァルタザール・ボギシッチと比較法研究の再検討」(2017 年度)および科学研究費研究「混合法論から見た民法典編纂過程の比較研究——エジプト、インド、モンテネグロ」基盤研究 (C) 25K04710 (2025-2027 年度) の成果の一部である。

2) シーマ・アヴラモヴィチ・松本英実「ボギシッチと日本民法典——セルビア、モンテネグロと日本法の接点」青山法学論集 57 巻 1 号 (2015) 61-70 頁、スターネ・ジヴァノヴィチ (拙訳)「ヴァルタザール・ボギシッチ 1834-1908 その生涯と業績」青山ローフォーラム 5 巻 2 号 (2018) 27-38 頁、ゾーラン・ラショヴィチ (三谷恵子訳)「モンテネグロの立法者、ヴァルタザール・ボギシッチ」青山ローフォーラム 7 巻 2 号 (2019) 47-103 頁、三谷恵子「近代国家の法における民衆言語: V. ボギシッチの言語観」青山ローフォーラム 6 巻 2 号 (2018) 1-19 頁、三谷恵子「ヴァルタザール・ボギシッチと法・慣習・言語」『東京大学草創期とその周辺——2014-2018 年度多分野交流演習「東京大学草創期の授業再現」報告集』(2019) 206-218 頁。

を寄せた⁴⁾。その関心は非西欧社会がローマ法の伝統を取り入れつついか
に法典化を行うべきか、ローマ法の *Institutes* (法学提要) 式体系をいかに
書き換えるか、といういわばグローバルな理論的・体系的関心とみること
ができる⁵⁾。そこには西欧法を受容するもの(継受子法)同士を比較する視
点、すなわち兄弟姉妹比較の視点がある。このボギシッチと日本との関係
をとりもった重要人物の一人は、大シーボルトの長男、アレクサンダー・
フォン・シーボルト (Alexander von Siebold, 1846-1911) であった。本稿
では、ボギシッチとシーボルトとの間に生まれた興味深い資料に注目する
ことを通じて、法の近代化の最中にある明治初期の日本に対する外から向
けられた視線を検証したい。

-
- 3) ボギシッチとボワソナード (Gustave Emile Boissonade, 1825-1910) との間に
親交があったことについて拙稿「ボワソナード／ボギシッチ書簡—ボギシッチ
博物館所蔵資料の紹介 (1)」青山ローフォーラム 4 巻 2 号 (2016) 11-35 頁、同
「ボワソナードとボギシッチ」沖野真己、笠井修、銭偉栄編『岡孝先生古稀記念
論文集 比較民法学の将来像』勁草書房 (2020) 751-779 頁、Emi Matsumoto,
Valtazar Bogišić and Gustave Boissonade: some neglected aspects of Modern
Japanese Law, 青山法学論集 59 巻 4 号 (2018) 1-15 頁。
- 4) 拙稿「ボギシッチによる日本民法典編纂への助言 (松方正義・ボギシッチ会見)
—ボギシッチ博物館所蔵資料の紹介」、青山法学論集 57 巻 4 号 (2016) 441-465
頁、Emi Matsumoto, Bogišić and his unrewarded contribution to the modern
Japanese Civil Code, in Montenegrin Academy of Sciences and Arts, Slavic and
Eurasian Research Center at Hokkaido University, *International Symposium.
Comparative Studies of Civil Law Between Modern South Slavic Regions and
Japan: Structure, Origin and Language* (2020, ISBN978-86-7215-482-5) p.
123-163.
- 5) 拙稿「『法学提要』の近代的書き換え——スコットランドとモンテネグロ——」
法制史研究 73 号 (2023) 246-275 頁、同「『人の法』を作らなかった二人の比較
法学者——ボワソナードとボギシッチ」(大村敦志編集) 民法研究 第 2 集 11 号
(2024) 61-80 頁、同「モンテネグロと日本の Institutional writer: ボギシッチと
ボワソナード (Valtazar Bogišić (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-
1910), writers of the modern Institutes in Montenegro and Japan)」『ローマ法雑
誌』(京都大学法学部、佐々木健編集) 6 号 (2025) 198-210 頁。

1. 邂逅

アレクサンダー・フォン・シーボルトは、父フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト (Philipp Franz von Siebold, 1796-1866)⁶⁾が日本から国外追放を受けた後に居を定めたライデンで、母ヘレーネ・フォン・ガーゲルン (Helene von Gagern, 1820-1877) との間に生まれた。1859 年、日蘭修好通商条約によって追放処分を解かれた父は再来日を果たしたが、そのとき長男アレクサンダーを伴った。13 歳になる直前に日本の土を踏んだアレクサンダーは、日本語を身につけつつ、幕末日本を父とともに経験した。父は、オランダ貿易会社顧問、そして幕府の外交顧問という職責が尽きると 1862 年に離日することとなったが、長男を日本に残した。1861 年 12 月、15 歳のアレクサンダーは、英語の習得を条件として、英国公使館定員外日本語通訳官となり、オルコック駐日英国総領事 (Rutherford Alcock, 1809-1897) の下でキャリアを開始した。第二次東禅寺事件 (1862)、生麦事件 (1862)、薩英戦争 (1863)、四国艦隊下関砲撃事件 (1864) 等の処理に関わったアレクサンダーの英国公使館勤務は、維新を経て 1870 年まで続いた。公使館を辞職すると、今度は民部省雇となり、その時々により日欧間で拠点を移しながら、日本政府のための様々な職務に携わった。アレクサンダーが最後に日本を離れたのは 1886 年であるが、その後も日本政府のために活動を続けた⁷⁾。

6) 以下、アレクサンダー・フォン・シーボルトについては、主として堅田智子『アレクサンダー・フォン・シーボルトと明治日本の広報外交』思文閣出版 (2023) による。

7) 1880 年から 1883 年まで、シーボルトはベルリン大学でグナイストの授業を「聴講生」として聞いており、英語の講義ノートによって伊藤博文の「憲法修行」に貢献したと考えられる (堅田前掲書 217-234 頁)。同書は、離日後のシーボルトが、条約改正事業から日清戦争、日露戦争まで、「外国新聞操縦」など情報戦で多大な貢献を為したこと、このような活動が表に現れず、記録も残されないものが多く、外務省もシーボルトの死後、その貴重な活動の全貌把握に難儀したことを明らかにしている。また参照、堅田智子「日本政府が守りたかった『アレクサンダー・フォン・シーボルト文書』——外務省外交史料館、東京大学総合図書館所蔵史料にみる遺稿の譲渡と分割」日高薫責任編集『シーボルト研究

ボギシッチとシーボルトが出会い、本稿で紹介する資料が生み出されたのは、1878 年のことである。シーボルトは、1875 年以来大蔵省雇であったが、1877 年 3 月に母の死を理由として官許を得、ドイツに帰国していた。滞在中、大隈重信大蔵卿の命により大蔵省の業務にかかわる実地調査をヴァイマル、ウィーン、ベルリン、パリで実施したが、6 か月の恩暇が満了しても帰国せず、79 年 4 月には大蔵省解雇となる。この間、1878 年 5 月には、駐独公使青木周三が外務卿寺島宗則にシーボルト雇用の希望を伝え、同年 11 月には駐独日本公使館二等書記官に就任する運びとなる。

1878 年 6 月、シーボルトは松方正義 (1835-1924) の傍らにいた。松方は、大蔵大輔兼勸農局長で、仏国博覧会事務局事務副総裁兼事務官長に任ぜられ、パリに滞在していた (同年 3 月～12 月、万博会期は同年 5 月 20 日より 11 月 10 日までである)⁸⁾。1867 年の徳川昭武に随行してパリ万博を経験し、1873 年のウィーン万博では、弟のハインリヒ (Heinrich von

の 100 年』臨川書店 (2025) 156-176 頁。

- 8) 「仏蘭西巴里府大博覧会事務局」事務局員として渡仏したのは、事務副総裁兼事務官長松方正義 (大蔵大輔兼勸農局長)、事務官前田正名 (内務省御用掛)、同石原豊貴 (内務一等属)、同久保弘道 (内務省御用掛)、事務取扱平山成信 (外務一等書記生)、同谷謹一郎 (大蔵三等属)、同諏訪秀三郎 (陸軍省十二等出仕)、同成島謙吉 (内務六等属)、同三田佑 (内務省御用掛)、同河原徳立 (同)、同大橋靖 (同)、同兼松直稠 (同) の以上 12 名である。在仏公使館員の中から、博覧会御用掛鮫島尚信 (特命全権公使)、事務取扱鈴木貫一 (二等書記官)、同河上房申 (一等書記生) らが兼務、新任公使として鮫島が赴任するまで臨時代理公使を勤めていた中野健明 (一等書記官) は事務局先発の前田・大橋両名の到着まで日本側代表を兼ねた。また通弁として留学生遠野寅亮が臨時雇用されている。事務局員以外では、文部省から出品監督と教育調査を目的に文部大書記官兼太政官大書記官九鬼隆一と文部省一等属手島精一が、海軍省からは「博覧会御用」として遠武秀行海軍中佐が渡仏している。アレクサンダー・フォン・シーボルトは名誉委員 (membre honoraire) として事務局に加えられている (寺本敬子『パリ万国博覧会とジャポニズムの誕生』思文閣出版、2017、236-239 頁)。谷謹一郎の日記には 8 月 4 日、5 日の記事にアレクサンダーが登場するが、本稿の関心事である 6 月、7 月については全く記事がない (岩壁義光「谷謹一郎と巴里万国博覧会：谷謹一郎巴里万博日記」法政史学 37 卷 (1987) 55-86 頁、特に 67 頁、72 頁、事務局員について 85 頁)。

Siebold, 1852-1908) とともに日本出展の立役者であったアレクサンダーは、このパリ万博でも日本の事務局にいた。前年の西南戦争の影響を受け、参加に消極的な態度から出発した日本政府は、万博に対して用意した予算も少なく、そのあおりを受けこの万博については記録も少ない。

他方、ボギシッチは、モンテネグロ民法典作成のため最も望ましい場所に居を構えてよい、というモンテネグロ公の取り計らいにより、パリに住していた。万博の開催は、常になく知的好奇心を満たすことのできる好機であったに違いない。面談のきっかけを作ったのはボギシッチのようである⁹⁾。同年 6 月 25 日、ボギシッチはアレクサンダー・フォン・シーボルトをパリの滞在先に訪ね、日本法についての質問に答えてくれるよう依頼し、了承された。対するシーボルトは 7 月 4 日、松方との会見を申し入れ、ボギシッチが応じて翌日面会するところとなった。この会見については、旧稿でボギシッチ・コレクションの手書き資料を基に報告しているが、同資料の冒頭は次のように語っている¹⁰⁾。

万国博覧会の年、1878 年 6 月の初め、de B 氏 [ボギシッチ] はパリに居てモンテネグロの法典化の仕事に勤しんでいたが、当時日本の大蔵省秘書官であったシーボルト男爵が彼の居宅を訪れ、上司にあたる財務大輔 M. 松方氏からの依頼として、面会を設定されたい旨申し入れた。いくつかの大変

9) 会見の経緯については拙稿「ボワソナードとボギシッチ」(2020) 763 頁以下、また以下の転記された資料を参照せよ。Agenda of the meeting of Valtazar Bogišić and Masayoshi Matsugata in 1878, manuscript from BA, XXV, 9, a (Baltazar Bogišić Collection), transcribed at E. Matsumoto, Bogišić and his unrewarded contribution … (2020), *op. cit.*, p. 152-153 (I, Appendix).

10) Manuscrit, non daté, ni signé, paginé, 7 pp., corrigé d'autre main, Musée et Collection Baltazar Bogišić à Cavtat, l'Académie Croate des Sciences et des Arts. 拙稿「ボギシッチによる日本民法典編纂への助言」(2016) 449 頁、442-443 頁。ちなみに資料冒頭にある 6 月にシーボルトは、ボギシッチの終生の支援者であるヨゼフィーネ・フォン・クノール Josephine von Knorr (1827-1908) に二度会っている (*Alexander von Siebold, die Tagebücher* (Acta Sieboldiana VII), A, Harrassowitz, 1999, p. 125, p. 127)。この時 (6 月 2 日あるいは 6 月 15 日に) クノールが両者を引き合わせた可能性が考えられる。

重要な法的問題について意見をききたいということであった。M. 松方氏は万国博覧会の日本部門代表として当時パリに居た。

了承の返事が大輔に伝えられると、シーボルト氏から、マティニョン通り 15 番地日本代表部にて翌日の正午に大輔がお目にかかる、と書き送られてきた。

実際翌日に会見が行われ、2 時間ほどにわたった。法に関する単なる質問ではなく、立法に関する、より複雑な、より難しい、より重要な問い、しかも、法典化に関する問いだったのである。

同じ文書の中に、この会見の評価が以下のように書かれている。

de B 氏はこの話し合いの中で、その理解の速さと観察の的確さを通して、対話相手の知性の高さに感心することが度々であった、と言っている。卓越した通訳ド・シーボルト氏のお蔭で、お互いが完全に理解し、さらには主要な問題の全てについて意見の一致を見たのであった。その証拠に、会見の間に述べられたことを全て文面にして東京の政府 Conseil d'Etat に伝えるように、と M. 松方氏は秘書官に命じた。B 氏の考えを松方氏が高く評価したこと証左はもう一つある。それは前者に宛てられた手紙で、会見の翌々日に、この会見のこと、そして松方氏の de B 氏に対する評価について語るシーボルト男爵の熱のこもりようを伝えるものであり、それは de B 氏に対する口を極めた賛辞を伴うものであった。

この会見の見返りとしてボギシッチが求めたのは日本法についての情報だった。会見に満足した松方は、その謝礼として「ボギシッチが求める回答を与え、必要があれば質問票を日本に送付してこれを万全にするように」とシーボルトに会見の場で命じた。

これを承けてボギシッチは、三つの質問票をシーボルトに渡す。「家族 (la famille)」、「氏族 (le clan ないしは la tribu)」、「封建制 (l'organisation féodale)」についてである。7 月 5 日当日に二通を、7 月 21 日に残る一通（「封建制」あるいは「氏族」）を追加している。

これより 3 か月ほど経過した同年 10 月 25 日、ボギシッチは松方に対し書留で回答の催促を行った。松方のパリ滞在理由であった万国博覧会の終了が間近であり、シーボルトの住所が不明であるため、松方に直接連絡を取った、としている¹¹⁾。

Excellence,

Le jour (5 juillet a. e.) que j'ai eu l'honneur d'être présenté à V. E. [i.e. Votre Excellence] Pour lui exposer mes vues sur la codification de droit civil V. E. avait eu la complaisance de me permettre un ouvrage traitant certaines questions économiques et financières du Japon aussitôt qu'en serait fini l'impression. N'ayant jusqu'à présent reçu cet ouvrage qui m'intéresse beaucoup et que assurément on ne peut pas se procurer chez les libraires j'ai cru pouvoir me permettre de rappeler cette circonstance au souvenir de V. E.

En même temps je prends la liberté et rappeler à V. E. La promesse de faire répondre à mon questionnaire concernant la famille le tribus et les institutions féodales de l'ancien Japon adressé d'après vos ordres à M le Baron de Siebold. Ce qui m'enhardit à vous renouveler ma demande c'est que ces demandes doivent servir à une oeuvre purement scientifique au dessus et en dehors de toute question actuelle de religion de politique ou de parti en général.

Votre E. me pardonnera si je lui adresse directement ma requête ignorant l'adresse actuelle de M. de Siebold.

Vu la fin de l'Exposition universelle et le prochain départ de V. E. et n'espérant plus, pour cette raison, l'honneur d'une nouvelle entrevue,

11) Draft of letter from Valtazar Bogišić to Masayoshi Matsugata, dated 25 Octobre 1878 at Paris, with some correction of text, to which is attached a certificate of the date of deposit to the post-office (the same day), BA, XXV, 9, a (Baltazar Bogišić Collection), transcribed at E. Matsumoto, Bogišić and his unrewarded contribution ... (2020), *op. cit.*, p. 153-154 (II, Appendix).

*ainsi que V. E. me l'avait donné à entendre lors de notre premier entretien,
je termine la présente en remerciant sincèrement V. E. de sa bienveillance
et le prie d'agréer l'expression de ma considération la plus distinguée*

A V. E.

le très dévoué

閣下

民法法典化についての私の意見を説明するためにお目見えを許されました日(本年7月5日)、閣下は日本の経済と財政に関する問題を扱った作品が印刷され次第、私にこれを下さるとのご厚意をお示しになりました。今日までこの文献を受領しておりませず、大変関心を持っておりますが、書店で入手することは到底叶いませんため、恐れながらいま一度閣下にお伺いする次第でございます¹²⁾。

あわせて、閣下の命に従ってシーボルト男爵にお渡し致しました旧来の日本の家族、氏族そして封建的制度に関する私の質問票に回答させる旨の約束を、恐れながら今一度喚起させていただきます。失礼を顧みずにこのようにお願いを繰り返しますのは、このお願いが宗教、政治、政党といった時事問題一般とは別に、それを越えた純粋に学問的な仕事のためであるからです。

ド・シーボルト氏の現住所を存じ上げないため、閣下に直接お願いに及ぶことをお許しください。

12) この文献とは、第三共和制下で財務大臣を務めたレオン・セイ(Léon Say, 1826-1896)に献呈された「地租史」ではないかと推測する。『侯爵松方正義卿実記』第三篇第四章「佛國博覽會副總裁トシテノ渡歐及ヒ歸朝後勸業上ノ施設」の中に日本語訳が全文転載されている(藤村通監修『松方正義関係文書』第1巻、大東文化大学東洋研究所(1979)388-439頁)。松方が万博会期中に知遇を得た重要人物として筆頭に挙げられるのはセイであり、同章の中でもその交流が重点的に記されている。『『レランセー』氏トノ約ニ從ヒ侯ノ尚佛國ニ在ルノ間ニ地租改正ニ關スル沿革ヲ其記憶ノミニ依リテ文書ニ認メ秘書官谷謹一郎日本文ヲ以テ執筆シ平山成信之ヲ佛文ニ譯シ更ニ佛人ノ添削ヲ經テ千部ヲ印刷ニ附シ以テ『レランセー』氏ニ贈與セラル』(同388頁)。この作成についてボギシッチは聞き及び、所望したのではないか。因みに、松方のこの博覧会の記録の中にボギシッチについての記載はない。

ボギシッチと A. シーボルト (松本)

万国博覧会の閉会も、閣下のご帰国も近づき、このため改めてお目にかかることも、最初にお会いした折に仰ったようには叶わぬでしょうから、ご厚情に対する心よりのお礼を申し上げ、最大の敬意を表しつつ本状を結ばせていただきます。

閣下

敬具

これが奏功したものか、シーボルトから「封建制」についての回答が得られ、ボギシッチは同年 12 月 8 日付でパリにいるシーボルトに宛て札状を送っている¹³⁾。

Monsieur le Baron,

J'ai reçu votre aimable petit mot avec les réponses concernant la féodalité au Japon et je ne trouve pas des expressions pour vous en exprimer ma reconnaissance.

Pour vous épargner la peine de chercher le questionnaire ayant trait à la famille et aux restes de l'organisation du clan (=Stemmesverfassung) je prends la liberté de vous en envoyer une copie.

En vous offrant mes services et en répétant mes remerciements je vous prie M le Baron d'agréer l'expression de la plus haute considération avec lequel j'ai l'honneur d'être

Votre très dévoué, Bogisic

男爵殿

ご親切なお言葉とともに、日本の封建制に関するご回答を受け取りました。あなたへの感謝の言葉も見つかりません。

家族とその余の氏族の組織（幹的制度）に関する質問票を、お探しになる

13) Draft of letter from Valtazar Bogišić to Alexander von Siebold (in his address in Paris) signed at Paris on 8 Decembre 1878, BA, XXV, 9, a (Baltazar Bogišić Collection), transcribed at E. Matsumoto, Bogišić and his unrewarded contribution … (2020), *op. cit.*, p. 154-155 (III, Appendix).

手間を省くため、一部お送りすることに致します。

重ねてお礼申し上げますとともに、何なりとお申し付けくださいますように。

敬具 ボギシッチ

ボギシッチは自伝草稿に「面談の謝金の代わりに私は、明治維新より前の日本の法形式についての記述を所望し、これは叶えられた」と書いている¹⁴⁾。果たして、ボギシッチ・コレクションの中には、「シーボルト男爵殿回答 878 年 12 月 5 日受領 封建制」と題する四ページの手書き資料がある。管見の限り、「家族」と「氏族」についてのシーボルトによる回答は同コレクションに保存されていない。しかし、関連する注目すべき資料がコレクション内にいくつか存在する¹⁵⁾。

まず、「家族」、「氏族」、「封建制」の三つの質問票は、同じ年の 10 月に、ウィーン公使館一等書記生^{やまのうち}の山内勝昭 (1847-1912) に送付され、同月のうちに回答が得られている。このうち、「氏族」については端的に「日本にはこのようなものは全く存在しなかった」と回答している。「家族」に対しては列挙された 23 の質問と対照するかたちで回答が与えられている。

「封建制」に対するシーボルト以外の回答は、ボギシッチ・コレクションの中に二通存在し、一方は山内の回答であることが日付とともに明記されている。他方は、誰の回答であるか明瞭には記載されていないが、回答内容を見ると、前記の山内による回答と同じであると見え、前者は後者の清書であると推測される。なお、回答の筆記者が明らかに異なることは筆跡から判ぜられ、後者の回答筆記者は鉛筆書きであること及び筆跡からボギシッチか、と思われる。また後者には質問欄にも、回答欄にも推敲のあとが見える。両者を比較検討することによって、質問の設定過程、回答の方

14) Valtazar Bogišić, Bogišićev autobiografski koncepti. Drugi koncept. Materijali za biografski nacrt, in *Spomenica dra Valtazara Bogišića o tridesetgodišnjici njegove smrti*. Dubrovnik: Jadran (1938), p. 43-55, esp. p. 43-45.

15) 拙稿「ボワソナードとボギシッチ」(2020) 765-767 頁。

法等について明らかになることがあるかもしれない。

さて、翻って、本稿の対象となるシーボルトによる「封建制」についての回答を見るならば、本文書は、ボギシッチが松方会見への「報酬」として許された三項目についての日本法調査について、確認出来る限りで唯一のシーボルトの回答である。また、それゆえに、日本人回答者山内の回答と比較検討を行い得る、唯一の回答である。他の項目、すなわち「家族」と「氏族」については、ボギシッチの投げかけた問いに対して、異なる回答者、しかも立場の異なる回答者間で回答を比較することは叶わない。「封建制」に対する回答は、明治 11 年段階での、ヨーロッパで活躍する日本人による日本の封建制理解と、日本で活躍するヨーロッパ人による日本の封建制理解と、それぞれ一つずつ貴重なサンプルを与えてくれる、という意味で価値を持つものと思われる。

本資料の意義については、もう一点、ボギシッチの理論に鑑みた点を強調しておきたい。

「封建制」「家族」「氏族」は、日本の法について得難いインフォーマントを得るという千載一遇のチャンスを前に、ボギシッチが厳選したテーマである。そして、この選定は、ボギシッチの日本法へのアプローチの仕方、その理論と連動していると考えてよいであろう。松方会見についてボギシッチは「全ての他の問いに比して圧倒的に重要性をもった問いは、家族と相続の法を民法典に組み込むか、それとも民法典から排除するかに関するものであった。」と記している¹⁶⁾。相続法も含めた広い意味での家族法を法典外に置くべきである、というボギシッチの主張を、日本に対して、そしてより一般的に、説得力のあるものとするためには、日本の家族制度についての深い理解が必要となる。このために調査は必須であった。

このためのボギシッチによる調査の特徴として二つの点に注目しておきたい。

16) 拙稿「ボギシッチによる日本民法典編纂への助言」(2016) 444 頁、450 頁。

第一に、ボギシッチは、伝統的な家族、相続のあり方、すなわち明治以前の日本の法（古法、あるいは「コモン・ロー」といっても良いかもしれない）を知ろうとしている。質問票は「○○は xx であったか？」と過去形で問うている。

第二に、調査は項目を立て、複数の質問を列挙した質問票を準備し、これを複数の適当な回答者に提示して、文章の形で各質問への回答を受ける、というかたちで行われる。この手法はモンテネグロ法典の基礎にある慣習調査と同様であり、ボギシッチが一貫して採用した方法である。19 世紀後半に行われたアンケート式の社会調査の好例である。同方法によって慣習法に迫り、法典の基礎としようとしたボギシッチは、法社会学の先駆者であるとともに、歴史法学の実践者でもあった。本稿の関心からは、ボギシッチがモンテネグロをはじめ南スラヴ地域を対象として行った慣習法調査と、日本法の調査とを、まずは質問票項目の立て方や具体的な質問のレベルで比較することが今後課題となろう。さしあたりモンテネグロ法典のための調査で、家族、氏族、封建制についていかなる質問が立てられていたか、検討する必要がある。

以上、本稿で紹介する資料の内容面での価値を主張するならば、以下のようにいえよう。

本稿で紹介する資料は、第一に、封建制を論ずる上で一つの興味深い素材となろう。封建制は日本とヨーロッパの中世法を比較するうえで最も重要な問題の一つであり続けている。近年、たとえば朝河貫一（1873-1948）研究を通して両封建制を比較して論ずることの意味が改めて問われているが、明治のより早い段階で、日本の封建制がどのように理解され、論じられたか、本資料により、内外、東西の視点の交錯を通して考えることができるのではないと思われる。

第二に、家族法を法典との関係でどう扱うか、というボギシッチの提起した体系的、理論的かつ実際的な問題についての重要性である。明らかにボギシッチにとってこの調査資料は価値があった。ボギシッチ理論を理解

しようとする我々にとっても、本資料を理解することは重要である。というのも、ボギシッチの投げかけた問いは決して過去のものではない。日本民法において財産法と家族法は切り離されて機能してきた、その延長線上に我々は立っているからである¹⁷⁾。

そして、第一の面と第二の面をあわせ考えるならば、ボギシッチが「封建制」の問題を「家族」の問題としてとらえた点は見逃すことができない。シーボルトの回答は「Familia」のファイルに組み込まれていた¹⁸⁾。日本の伝統的な家族と、その法的扱いを問うためにこそ、この「封建制」の調査は行われたのである。

2. 資料

以下ではボギシッチによる質問と A. シーボルトによる回答を転記して日本語訳を付す。その後、資料に対する若干の考察を試みたい。

以下に転記する資料は、

« Organisation féodale, Réponses de M le Bar. Siebold, reçu le 5 décembre 878 »

所蔵 : Zbirka Baltazara Bogišića (Cavtat, Croatia): BA, XXV, 9, a

である。

B4 程のサイズの表裏全 4 ページの文書 (用紙は B3 大を二つ折りにした

17) 池田真朗「(補章 2) 旧民法典とボワソナード——家族法起草「不関与」についての再考——」同『ボワソナードとその民法【増補完結版】』慶應義塾大学出版会 (2021) 421-474 頁、特に「結びに」469 頁以降。

18) « Familia/Rapports avec M^r Siebold/ et le vice ministre de finances/ M^r Matsugata./ Réponse de M Yamanouchi » というファイルの表紙と共に、前出の松方への催促状、シーボルトへの礼状、会見経緯のメモ、さらに山内の回答を付記した「氏族」質問票 (12 問)、山内回答を筆記した「家族」質問票 (23 問)、「氏族」質問票草案 (20 問) とあわせて XXV, 9, a というフォルダーに収められている。これに対し、山内の「封建制」回答は « Pravni Odnosaji u Japanu » (Legal relationships in Japan) と題する別のファイルの中に見出される。

もの)で、インクで手書きされている。

頁を縦二つ折りにして、右欄に質問を簡条書きにし、これに対応する回答が左欄に書き込まれている。

右欄(質問)と左欄(回答)の筆記は異なる手になると思われる。右欄の筆記者は、筆跡から、終生ボギシッチの支援者であったヨゼフィーネ・フォン・クノール女男爵(Baroness Josephine von Knorr, 1827-1908)ではないかと思われる。

左欄は、書き直しやフランス語の誤りも少なくない。清書せずに提出されたものと思われ、アレクサンダー・フォン・シーボルト自身の筆記かもしれない。

本文書は上記のようにヴァルタザール・ボギシッチと松方正義による 1878 年 7 月 5 日の会見を契機として、ボギシッチからシーボルトへ渡され、1878 年 12 月 5 日にボギシッチが回答を受領した。質問票が渡された日付は、同年 7 月 5 日か 7 月 21 日である(会見経緯のメモによれば 21 日、「氏族」質問票への書き込みによれば 21 日に渡されたのは「氏族」の質問票で「封建制」ではなかったように見え、両者に齟齬がある)。

資料転記の方針について

本稿では、文書の内容を読み取りやすくするために、フランス語表現の誤りを修正し、日本語訳を付した。

各番号の質問と回答をセットで掲載し、このセット毎に翻訳を付した。

アクサンの脱落も含め綴り字の誤りは訂正し、文法的な誤りもできる限り修正して意味が通るようにした。文書の体裁をできる限り忠実に写し、過誤もそのままとした転記は、拙稿「ボギシッチによる日本封建制の調査とシーボルトによる回答——資料紹介を中心に」法史学研究会会報第 28 号西村安博先生追悼号、2025 年 3 月、206-217 頁に掲載してあるのでそちらを参照されたい。

転記者による注意書きは〔 〕に書き入れる。

なお、ドイツ語の判読を大阪公立大学の守矢健一教授に助けて頂いた。
記して感謝申し上げます。

[資料]

[page 1 (第 1 頁)]

Réponses de M de Bar. Siebold, reçu au 5 Décembre 878

シーボルト男爵の回答 [1] 878 年 12 月 5 日受領

Organisation féodale

封建制 [封建的組織]

[Question] 1) Le système féodal se basait-il comme en Europe au moyen-âge principalement sur le besoin d'avoir dans les différentes parties du territoire des gens qui s'occupaient de la défense et de l'administration du pays ?

[Réponse] 1) oui. L'origine des princes féodaux était diverse. Ils étaient généralement d'origine les gouverneurs de l'Empereur, devenus indépendants qui avaient saisi les terres sous leur administration.

問 1 封建制は、ヨーロッパ中世と同様に、主として領土の各地にその地域を防衛し統治することを担う人員をもつ必要に立脚するものであったか？

答 1 然り。封建的君侯の起源は多様であるが、一般的には天皇の gouverneurs であったものが、土地を把握して自らの管理下におき、独立した存在となった。

[Q] 2) Le Mikado ou le TaïKun était-il considéré comme souverain par rapport aux seigneurs féodaux et possesseurs de fiefs ?

[R] 2) Le Mikado était toujours considéré comme souverain pendant que le Taikoun (proprement appelé Shiogun) était une espèce de Majordome régissant en son nom. Mais les documents dont relevait la possession des

terres était signé par lui, aussi fut cette circonstance la cause de la destruction de la féodalité après la chute du Taikun les seigneurs ont retourné au Mikado leurs terres disant comme leur titre de possession était signé par le Taikun, le Mikado avait le droit de les reprendre à son gré.

問 2 ^{みかど} 帝あるいは大君は、封建領主、封の持ち主との関係で至高者と考えられていたか？

答 2 ^{みかど} 帝は常に至高者と考えられていたが、大君（正しく将軍と呼ばれる）は彼の名で統治する一種の代理統治者 Majordome であった。しかし、土地の保有 possession の根拠となる文書は彼によって署名された。この事情は封建制が崩壊する理屈ともなった。大君が倒れたのち、領主たちは帝に向かって、彼らの保有の権原は大君により署名されているのだから帝が随意に土地を取戻す権利がある、と言って、彼らの土地を返したのである。

[Q] 3) Quelle qualité fallait-il avoir pour posséder un fief ? et si l'aspirant n'avait pas toutes les qualités requises qui est-ce qui en donnait la dispense ?

[R] 3) La qualité était la consanguinité ou l'adoption dans la famille du dernier possesseur.

問 3 封を持つためにはいかなる資格が必要であったか。もし候補者が必要な資格を十全に備えていないときは、それに対する免除を認めるのは誰であったか？

答 3 資格は血縁、あるいは直近の持ち主の家に養子となることであった。

[Q] 4) Les femmes pouvaient-elles posséder un fief et si non quelles étaient les raisons de leur incapacité ?

[R] 4) Les femmes ne possédaient pas mais la propriété passait à leur mari qui devenait le porteur du même nom de famille que la sienne par

adoption.

問 4 女性は封を持つことは出来たか？ 出来ない場合、その無能力の理由は何であったか？

答 4 女性は封を持つことは出来なかったが、その所有 propriété は、彼女の夫が養子となり彼女と同じ氏を名乗ることで、この夫に渡された。

[Q] 5) Les temples et les corporations religieuses et institutions civiles pouvaient-ils être investis de la possession d'un fief ?

[Q] 6) Si les femmes et les temples, etc. étaient capables de posséder un fief, qui les substituait par rapport aux obligations militaires et autres ?

[R] 5) et 6) Les temples possédaient des fiefs pour subvenir aux entretiens de leurs édifices et pour les services religieux mais point pour rendre des services militaires.

問 5 寺院や宗教団体あるいは世俗の団体は授封されることが出来たか？

問 6 女性や寺院その他が封を有することができるならば、軍事奉仕等の義務は誰が代わりに負ったのか？

答 5 及び 6 寺院はその建造物の維持を賄うために、また宗教奉仕と引きかえに封を有したが、軍事奉仕を行うような封は持たなかった。

[Q] 7) En quoi la cérémonie de l'investiture et de l'hommage consistait-elle et à qui ce dernier était-il prêté quand le fief était concédé par l'autorité suprême de l'état ?

[R] 7) La cérémonie d'investiture était par la délivrance d'un document scellé par le sceau du Shogun (en rouge) appelé par ça le sceau rouge "Shiu in".

問 7 授封と臣従の儀礼はどのようなものであったか。国の最高位の者から封を与えられる場合、臣従は誰に対して誓ったのか？

答 7 授封の儀礼は將軍の「朱印」と呼ばれる(朱い)印を捺した文書の交付によって行われた。

[Q] 8) Quelles étaient les principales obligations des vassaux envers le suzerain ?

[R] 8) fidélité et services militaires qui étaient fixés par tant d'hommes à pied et à cheval par le “koku” de revenu. (Un koku était une mesure de Riz valant £1.)

問 8 封臣の封主に対する主要な義務は何であったか。

答 8 忠誠と軍事奉仕。後者は歩兵の数、騎兵の数によって、収入を表す「石」数によって定められた。(一石は米を測る単位であり £1 に相当した。)

[Q] 9) Le service militaire et la fidélité constituaient-ils le pivot principal des supports [rapports (?)] entre les vassaux et le suzerain ou y en avait-il d'autres de la même importance ?

[R] 9) subventions en argent dans le cas de grandes difficultés du suzerain était volontaire comme preuve de fidélité.

問 9 軍事奉仕と忠誠は封臣と封主の間の関係の主軸であったか？あるいは他に同等の重要性をもつものがあったか？

答 9 封主の大きな難事にあたって金銭を差し出すことは、任意ではあったが、忠誠の証とされた。

[Q] 10) Les vassaux étaient-ils aussi obligés de donner une contribution en argent au suzerain ? et si oui avait-elle lieu tous les ans ou bien dans certaines circonstances seulement ?

[sans réponse]

問 10 封臣は封主に対して金銭を献上する義務も負ったか？ その場合、

毎年行ったのか、それとも特定の場合のみに限られたのか？

[答 なし、9 番の回答がこれを兼ねるものと思われる； 回答番号の 10 は記載なく、9 から 11 に番号付けが跳ぶ]

[page 2 (第 2 頁)]

[Q] 11) Y avait il des circonstances extraordinaires comme la guerre, le mariage des enfants du suzerain où les vassaux étaient obligés à des contributions extraordinaires ?

[R] 11) Dans le cas de dangers nationaux les Daimios étaient obligés de rendre des services exceptionnels, bâtir des fortifications, navires etc.

問 11 戦争、封主の子の婚姻といった特別な機会に、封臣が特別な供出を義務づけられることはあったか？

答 11 国家的危機の場合に大名は要塞や船の建設といった例外的な奉仕を行う義務を負った。

[Q] 12) Les contributions étaient-elles fixées d'avance ou les fixaient-on le cas échéant et de quelle manière ?

[R] 12) Toute la contribution était fixée au moment de nécessité d'après les besoins ou caprices du Shiogun.

問 12 こうした供出はあらかじめ決められていたものか、それともその時に決められたものか。またどのようにして決められたか。

答 12 全ての供出は、必要なときに、その時の必要に応じて、あるいは將軍の任意で決められた。

[Q] 13) Arrivait-il que les vassaux profitassent de cette circonstance pour extorquer des privilèges de leur suzerain ?

[R] 13) Non

問 13 封臣はこのような機会を利用して封主から特権を獲得することはあったか？

答 13 否

[Q] 14) A l'occasion de la fixation de ces contributions y avait-il quelque chose de semblable aux parlements du moyen-âge ; comment étaient-ils constitués ?

[R] 14) non. Il existait pourtant un Conseil de nobles appelé d'après la Chambre dans laquelle il se rassemblait à la Cour. Ainsi les grands Princes étaient appelés Les Obiro-ma, des autres étaient du Gan-no-ma etc.

問 14 このような供出を決定する際に、中世のパルルマンのようなものは存在したか？ それはどのように構成されたか？

答 14 否。しかし高貴な人々の会議体があり、御殿に集まる部屋の名をとって呼ばれた。格式ある大名は大広間と呼ばれ、その他の者は雁の間等と呼ばれた。

[Q] 15) La fidélité du vassal au suzerain était-elle comptée parmi ses devoirs principaux ?

[R] 15) oui autant entre l'Empereur et les princes qu'entre des princes et leurs vassaux (appelés Bai-shin)

問 15 封臣の封主に対する忠誠はその主要な義務のうちに数えられたか？

答 15 然り。天皇と君侯との間でも、君侯とその封臣（陪臣という）との間でもそうである。

[Q] 16) Par quels actes devenait-on félon ? Etait-ce seulement par la trahison, par le manque de l'accomplissement des devoirs militaires ou aussi par des actes immoraux ou déloyaux envers la famille du suzerain ?

[R] 16) opposition à l'Empereur et hostilités ouvertes contre son gouver-

nement seulement.

問 16 　いかなる行為によって不忠〔あるいは逆臣〕とされたか？ 反逆に限るか、軍事奉仕の遂行を怠ることによるか、それともまた封主の家〔族〕に対して不道德あるいは不誠実な行いをしたことによってもそのように判断されたか？

答 16 　天皇に対する敵対、その政府に対する公然の敵対行為のみ。

[Q] 17) Quels étaient les autres cas de la perte d'un fief ?

[R] 17) aussi dans le cas qu'un prince soit assassiné ! Pour les offenses mineures les territoires étaient échangés ou réduits en revenu.

問 17 　封を失うのは他にどのような場合であったか。

答 17 　君主が殺害された場合も！ より軽度の罪については領地の交換や削減がなされ収入が減ぜられた。

[Q] 18) Quelle peine la félonie entraînait-elle ? Amenait-elle toujours la perte du fief ?

[R] 18) [rien]

問 18 　不忠〔逆臣〕はどのような罰を与えられたか？ それは常に封の剥奪をもたらしたか？

[回答無し 回答番号 18 が記された後に、空欄]

[Q] 19) Y avait-il quelque chose de semblable à la division des biens du vassal en biens appartenant au fief et en biens allodiaux ?

[R] 19) Cette division existait autrefois mais était devenue impossible à distinguer dans les temps modernes. Ainsi toutes les terres sont revenues à l'Etat à présent

問 19 　封臣の土地を封に属する土地と自由地とに区別するのと同様の、な

にがしかの土地〔財産〕の区別は存在したか？

答 19 かつてはこの区別が存在したが、近世においては区別することが不可能となった。そのため全ての土地が現在では国家の下にある。

[Q] 20) Quelles espèces de biens appartenait à une catégorie et lesquelles à l'autre ?

[sans réponse]

問 20 いかなる種類の土地〔財産〕が一方のカテゴリー〔封地〕に属し、いかなるものが他方のカテゴリー〔自由地〕に属していたのか？

[回答無し 回答番号の記載なく、回答本文もない]

[Q] 21) Les biens féodaux pouvaient-ils être aliénés sans la permission préalable du suzerain ? Payait-on quelque taxe au suzerain dans cette occasion ?

[R] 21) non, seulement dans le cas de manque de succession qui pouvait demander l'autorisation de faire passer la succession à un fils adopté.

問 21 封〔地〕は封主の予めの許可なく譲渡することができたか？ この場合、封主に何らかの税を支払ったか？

答 21 否。相続に支障のあるときのみ、養子たる息子への相続を行うため許可を求めることができた。

[Q] 22) La succession dans les biens féodaux comment était-elle réglée ? Pour l'immission en possession fallait-il le consentement du suzerain ou s'opérait-elle "ipso iure" ?

[R] 22) Le consentement du suzerain était toujours nécessaire ; donc dans le cas d'une mort subite elle était tenue secrète à fin d'obtenir premièrement ce consentement du Shogun.

問 22 封 [地] の相続はどのように規制されていたか？ 保有を移転するためには封主の同意が必要であったか、それとも「当然に」行われたか？

答 22 封主の同意は常に必要であった。それゆえ急死の場合、まず將軍の同意をとりつけるべく、その死は秘密にされた。

[page 3 (第 3 頁)]

[Q] 23) A chaque changement de propriétaire même par succession, la répétition de la cérémonie de l'hommage et de l'investiture était-elle ordonnée ?

[R] 23) Il n'y avait pas de cérémonie première donc non plus dans les autres cas, seulement par diplôme et audience pour remerciement.

問 23 持ち主に変更がある度に、たとえそれが相続によるものであっても、臣従と授封の儀礼をあらためて行うことが命ぜられたか？

答 23 最初の儀礼が存在せず、そのため他の場合にも儀礼はなかった。ただ書状と謝辞の聴取によるのみであった。

[Q] 24) Y avait-il entre seigneurs féodaux des mariages qui pouvaient être rapportés aux mariages morganatiques en Europe ?

[Q] 25) Les fils issus de ces mariages morganatiques avaient-ils les mêmes droits dans la succession que ceux d'un mariage entre égaux ? ou leur droit était-il limité ?

[Q] 26) Quelle était la portion des fils illégitimes du seigneur par rapport à la succession ?

[R] 24 et 25) 26) Le mariage morganatique n'existe point. Le fils d'une concubine succède dans le cas qu'il n'y ait point d'enfant de la première femme, même souvent contre le droit des enfants de la première femme.

問 24 封建領主については、ヨーロッパにおける貴賤相婚に類するような

婚姻は認められていたか？

問 25 貴賤相婚から生まれた息子は同等の者の間の婚姻による息子と同じ相続の権利を有したか？あるいは権利が限られていたか？

問 26 封主の庶子たる息子の取り分は相続との関係でいかなるものであったか？

答 24 及び 25、26 貴賤相婚は全く存在しない。内縁の妻の息子は、正妻に子がいない場合、相続する。正妻の子らの権利に反して相続を行う場合さえ往々にしてある。

[Q] 27) Les filles avaient-elles quelque part dans la succession des biens féodaux ? Et quelle était leur part dans les allodiaux ?

[R] 27) Les filles recevait dans le cas de mariage une dot très minime en argent, robes etc. quelque foi un petit apanage.

問 27 娘は封〔地〕の相続において何らかの取り分があったか？自由地においての取り分はどのようなものであったか？

答 27 娘は婚姻に際して金銭、衣装等からなるごく少ない持参財産を受け取った。時に小さな領地が与えられることもあった。

[Q] 28) De quelle manière conservait-on dans les familles des biens féodaux et en général les biens de la famille ? Y avait-il la primogéniture ou le droit d'aînesse ? Les filles devaient-elles se contenter de la dot ?

[R] 28) droit de primogéniture mais le fidei commis n'est pas connu.

問 28 封〔地〕は、またより一般的に家〔族〕の財産は、どのような方法で家〔族〕の中に保存されたのか？長子相続権ないしは長子権は存在したか？娘は持参財産で満足しなければならなかったか？

答 28 長子相続権。しかし信託遺贈は知られていなかった。

[Q] 29) Celui qui avait reçu un fief du souverain pouvait-il le donner à

d'autres, qui vis-à-vis de lui devenaient ses vassaux, dans le consentement du chef suprême ?

[R] 29) oui on ce faisait continuellement.

問 29 至高者から封を受けた者は、この至高者の同意の下、他者に対してこれを与え、自身との関係で封臣とすることができたか？

答 29 然り。これは絶えず行われた。

[Q] 30) Quels étaient les droits des conférents envers leurs vassaux et quelles étaient les obligations de ceux-ci et vice versa ?

[R] 30) Fidélité du vassal au prince jusqu'à la mort. Les obligations du Prince n'était pas très clairement établies.

問 30 授与した者が彼の封臣に対して有する権利、そして封臣の負う義務はいかなるものであったか？ また逆の権利・義務はどうか？

答 30 封臣は死ぬまで封主に対する忠誠を負った。封主の負う義務はあまり明確に定まっていなかった。

[Q] 31) L'échelle de ces vassaux et suzerains secondaires était-elle très étendue et jusqu'à quel degré arrivait-elle "ad maximum" ?

[R] 31) Il y avait des subinfeudatores de tous degrés avec de revenus quelquefois très considérable.

問 31 封臣と二次的封主の連なりは相当に広がっていたか、「最大で」何段階まで展開していたか？

答 31 再下封者はあらゆる段階におよび、相当に大きな収入を有する者も存在した。

[Q] 32) Arrivait-il que quelqu'un pour jouir de la protection d'un puissant seigneur lui offrait ses biens immeubles pour les recevoir de lui à titre

de fiefs et quels droits et obligations réciproques naissaient de ces rapports ?

[R] 32) Cette forme et origine de la tenure féodale était inconnue.

問 32 ある人が、強力な領主の保護を受けるために自身の不動産を提供し、これを封としてこの領主から受け取るということがあったか？ この場合、この関係から相互にいかなる権利と義務が生じたか？

答 32 封建関係の起源として、この形式は知られていなかった。

[Q] 33) Qui jugeait les différents entre les vassaux et le suzerain ? Qui en faisait l'exécution ?

[R] 33) 1^{re} partie Le Shogun admissible par le Conseil du Mikado 2^e partie l'armée du Shogun comme général de l'Empire ou dans le cas que lui était le coupable les princes chargés de cette opération par l'Empereur

問 33 封臣と封主の間の争いを判断したのは誰であったか？ 誰がその執行をしたか？

答 33 前半 朝廷からこれを認められた将軍 後半 帝の大將軍としての將軍の軍隊、あるいは將軍が責任を問われている場合は、天皇によってこの任務を任された君侯がこれにあたる。

[page 4 (第 4 頁)]

[Q] 34) Quelles étaient les redevances que le cultivateur devait donner à un seigneur ? Consistaient-elles dans un certain nombre de fruits, dans tant de journées de travail, etc. ?

[R] 34) Le system était différent : quelquefois une partie de la récolte de 30-50 pour cent du produit, quelque fois en argent ou en partie en argent mais les services obligatoires pour transport, réparation de routes était toujours obligatoire.

問 34 耕作者が領主に払わなければならない賦課はどのようなものであったか？ それは、一定量の果実や労働の日数等を内容としていたか？

答 34 制度は異なっていた。収穫の一部、農作物の 30～50 パーセントの場合もあれば、金銭の場合、あるいは一部金銭の場合もあったが、輸送や道路の修復のための奉仕は常に義務とされた。

[Q] 35) Y avait-il plusieurs classes de paysans cultivateurs ? Quels étaient les droits et les obligations inhérentes à chacune ? Y avait-il des esclaves ?

[R] 35) Il y avait des cultivateurs qui étaient propriétaires partiels (Erbpächter) et d'autres qui louaient leurs champs de ceux-ci contre une partie du produit. Les premiers sont devenus maintenant des propriétaires absolus (sans Ablösung comme a été le cas en Allemagne). L'Esclavage était inconnu.

問 35 農民の耕作者には複数の階層が存在したか？ それぞれに固有の権利と義務はどのようなものであったか？ 奴隷は存在したか？

答 35 部分的な所有者 (Erbpächter) である耕作者もいれば、これらの者から作物の一部と引きかえに畑を借りている者もあった。前者は今や絶対的所有者となった (ドイツにおけるような解消 Ablösung なしに)。奴隷は知られていなかった。

[Q] 36) Le paysan pouvait-il abandonner la terre de son seigneur pour passer sur la terre d'un autre seigneur ?

[R] 36) oui.

問 36 農民はその領主の土地を棄てて別の領主の土地へと移ることは出来たか？

答 36 然り。

[Q] 37) Y avait-il des paysans propriétaires ? Quels étaient leurs rapports envers le seigneur de l'endroit ?

[R] 37) Voyez 35. Ils avaient seulement à payer l'impôt et rendre leurs services comme tous les autres paysans.

問 37 所有者たる農民は存在したか？ その土地の領主に対する関係はどのようなものであったか？

答 37 答 35 を見よ。他の農民と同様に、税を払い、奉仕を行えばよいだけであった。

[Q] 38) Qui jugeait les différends entre les seigneurs et leurs sujets paysans ? Qui avait les attributions administratives ?

[R] 38) Les officiers du seigneur. Seulement en cas extrême appel était fait au Shiogun à Yedo où existaient des tribunaux compétents. (le Conseil du Gorojiu)

問 38 領主と領民〔農民〕の間の争いは誰が判断したか？ 行政的権限を有していたのは誰か？

答 38 領主の役人である。特別な場合のみ、権限ある裁判所を複数擁する江戸の将軍に上訴がなされた。(ご老中の会議)

[Q] 39) Les seigneurs avaient-ils le droit de justice dans la circonscription de leurs possessions ? Etaient-ils compétents aussi pour les affaires criminelles ?

[R] 39) oui. Le droit d'exécution était limité en théorie mais pas en pratique.

問 39 領主はその領地の範囲内で裁判権をもっていたか？ 領主は刑事事件についても管轄を有していたか？

答 39 然り。執行の権限は理屈としては制限されていたが、実際にはそう

ではなかった。

[Q] 40) Y avait-il une haute surveillance sur la justice et l'administration du seigneur ? Par qui était-elle exercée ?

[R] 40) Très indifférent par le gouvernement du Shogun.

問 40 領主の裁判と行政を上から監督するしくみはあったか？ だれによって監督は行われたか？

答 40 将軍の幕府は極めて無関心であった。

[Q] 41) Qui était considéré propriétaire de la terre tenue par le paysan, celui-ci ou le seigneur ou bien le souverain ; si aucun de ceux-ci n'était plein propriétaire y avait-il quelque chose d'analogue à ce que l'on appelle en Europe propriété directe et utile ?

[R] 41) Le Suzerain (le Mikado). d'après cette théorie les princes ont rendu leurs pièces au Mikado après la restauration de 1868.

問 41 農民の保持する土地の所有者は誰であったか、農民か、領主か、それとも至高者か？ もしそのいずれも完全な所有者ではない場合、ヨーロッパで分割所有権と呼ばれるものと同様なものは何かあったか？

答 41 宗主（帝）。この理論に従って、1868 年の王政復古の後、君侯たちは彼らの土地を帝に返したのである。

[Q] 42) Dans quel rapport les villes situées dans un endroit se trouvaient-elles avec le seigneur de ce dernier ?

[R] 42) Les villes étaient ou Capitale de l'Empire ou sous le gouvernement du Shogun ou sous les princes dans le fief duquels elles étaient situées. Il n'existait point de Villes libres comme en Allemagne.

問 42 都市は、その所在する土地の領主とどのような関係にあったか？

答 42 都市は帝都か、幕府の下にあるか、あるいはその所在する封をもつ君侯の下にあった。ドイツにおけるような自由都市は存在しなかった。[以上、資料]

若干の考察

1. 回答のフランス語には綴り字や文法的な誤りが多い。例えば、三人称複数の語尾が -ent でなく -t となっているという初歩的なミスも少なくない。外交上の公用語であるフランス語について、アレクサンダーは父の指示に従い、カトリック教会横浜天主堂司祭ブリュダンス・セラファン＝バルテルミ・ジラルル (Prudence Séraphin Barthélemy Girard, 1821-1867) の手ほどきを受けたという。また、英国公使館で勤め始めた当初、英語がままならないシーボルトは、総領事オルコックとフランス語で会話したことが伝えられている¹⁹⁾。しかし、シーボルトと英国公使館で同僚であったアーネスト・サトウ (Ernest Mason Satow, 1843-1929) によれば、「シーボルトは日本語と英語とドイツ語とオランダ語を話せたが、どれひとつを取ってみても、それを正確に読んだり、書いたりすることはできなかった。これが本当のところである。かれが日本語を読めなかったことはまちがいないし、いわんや書くことはできなかった。またかれが英語やドイツ語やオランダ語で書く文章も、文法的にまちがいだらけだった」²⁰⁾。おそらく、フランス語についても同様で、口頭表現には長けている一方で、書くことは不得手だったのではないかと推測される。このことは逆に、当該文書の回答が A. シーボルト自身によって書かれた可能性が高いことを示してもいる。

2. ボギシッチの質問項目を大まかに見れば、以下のように整理することができる。

19) 堅田前掲書 49 頁。

20) アーネスト・サトウ著、坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』上巻、岩波文庫、1960 年、70 頁、堅田 53 頁。

問 1: 封建制の起源

問 2: 天皇・将軍と封建制の関係 (あるいは封建制における le souverain の位置づけ)

問 3～6: 授封の要件: 封臣に求められる要件

問 7: 授封の要件: 授封・臣従の儀礼

問 8～15: 封臣の義務

問 16～18: 封臣の義務違反 (félonie について)

問 19～20: 自由地

問 21: 封の (第三者への) 譲渡

問 22～28: 封の相続

問 29～31: 再下封

問 32: 自由地を寄進して授封され封臣となること

問 33: 封臣・封主間の裁判

問 34～37: 耕作者・農民と領主の関係

問 38～40: 領主の裁判権・行政権

問 41: 農民の土地の所有権者

問 42: 都市と領主の関係

3. 天皇と将軍の関係をどのようにとらえるか、その関係が封建制にどのように反映されるか、は日本封建制を理解する上での重要な論点の一つである。問 2 において、シーボルトが将軍は天皇の一種の Majordome (代理統治者) だ、と説明していることがまず注目されるが、さらに、シーボルトが版籍奉還のロジックについて二度言及していることが興味深い (問答 2、41)。回答 2 では、Majordome 的地位にある将軍が権原の署名を行っていたこと (さらに授封の手続は専らこの権原を記す書面の交付によっていたこと (問答 7、23)) を根拠とし、回答 41 では土地の「propriétaire」たる天皇という理屈によって、現に天皇に土地が返上されたことが、説明されている。日本の封建制の特徴を捉えるために、この点が特に重要であるという認識が示されている²¹⁾。

4. 問答を読み解くにあたっては、封建制を論ずる際に、どのような言説・理論に依拠しているか、またいかなる地域の具体的なモデルを念頭においているかについて、ボギシッチ、シーボルト両者の説くところを注意深く検討しなければならない。この点、シーボルトがドイツの例を引くこと(回答 35、42)は注目される。また、彼が英国の封建制と、さらにはコモン・ローの語彙の世界にどう接したか、は今後検討すべき課題となる²²⁾。

日本の封建制については、設問者、回答者双方の、大シーボルトの理解との比較が必要となろう。シーボルトについては、回答の背景にアレクサンダー自身の実体験が窺えることが興味深い(例、回答 14 など。回答 38 の「ご老中」という表現などもその表れなのではないか)。前出の「版籍奉還」についての着目と特記も、あるいは自身の体験を通じて得られたものかもしれない。ここには本資料の特異な性格を見出すことができるのではないか。

5. 最後に、本資料を素材として、今後行うべき検討について記して本稿を終りたい。

ボギシッチによる日本封建制調査については、前述の通り、シーボルトへの質問票提示・回答受領と前後して、ほぼ同時期に受領された山内勝昭

21) シーボルトは論説「日本の皇室の過去と現在」(「*Der kaiserliche Hof von Japan einst und jetzt*」, *Deutsche Revue über das gesamte nationale Leben der Gegenwart*, Jg 20, Bd 2, 1895, S99-104)の中で、天皇の呼称について論じ、また、『欧州国際法への日本の加入』(*Der Eintritt Japans in das Europäische Völkerrecht*, Berlin, 1900; *L'accession du Japon au droit des gens européen*, Paris, 1900/ *Japan's Accession to the Comity of Nations*, London, 1901)では、大政奉還以前の天皇を「*Mikado*」、以後を「*Kaiser*」と使い分けている(堅田 160-171 頁)。本回答の中では「*Mikado*」と「*Empereur*」は互換的に用いられている。将軍についても、「*Taikoun (proprement appelé Shiogun)*」としつつ、「*Taikoun*」と「*Shiogun*」ないし「*Shogun*」の双方を区別することなく用いている。なお、「版籍奉還」の分析として、参照、石井紫郎「『封建』制と天皇制」同『日本人の国家生活』東京大学出版会、1986 年、282-322 頁。

22) 参照、ジョン・ベイカー／葛西康德編『コモン・ロー入門』東京大学出版会、2025 年。例えば *felony* について 184 頁、196-197 頁他。

による回答がある(1878年10月付)。これには、推敲も書き込まれたヴァージョンと、清書との二つのヴァージョンが残されているので、シーボルトのものとのあわせ、三つの資料をつきあわせ比較することができる。山内という日本人外交官のフランス語による説明と対照することによって、シーボルトの視点や理解の特徴がより明晰になることが期待される。特に、同じ質問に対する日本人の回答と、シーボルトのような独特の立場にあった西洋人の回答を比較することができるのは稀有な機会というべきだろう。

また、山内については、ボギシッチがシーボルトに渡した三つの質問票のすべてに対して回答が得られている。シーボルトについては「封建制」以外の二つの質問票、すなわち「家族」と「氏族」に対する回答は発見されていない。山内の資料を通じて、ボギシッチの調査の意図をより明晰にすることが望まれる。

筆者の見るところ、「封建制」「家族」「氏族」の三つのテーマはボギシッチにおいて構造的に結びついている。ボギシッチは日本法のインフォーマントを得る千載一遇の機会を手に入れたとき、問うべきテーマを厳選して臨んだはずである。彼の最大の関心事は民法と民法典における「家族法」(親族法、相続法の双方を含む)の位置づけであり、日本についてこのことを考えるためには、封建制の考察を通じてこの問題にアプローチすることが必須であると考えたであろう。この関連を、山内との交信から生まれた資料から考察することが、シーボルトの生み出した本件資料を十分に理解するためにも不可欠であると考ええる。

[付記]

カール・レンツ先生とは、青山学院大学で同僚となる以前からご縁があった。2005年度、2006年度に、青山学院大学、九州大学と筆者前任校の新潟大学が組んでロー・スクールのヨーロッパ研修旅行を実施したことがあった。法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム「裁判と法実務に関する国際的体験研修プログラム」によるもので、2006年3月11日(土)～3月27日(月)オクス

フォード、ケンブリッジ、ロンドン、パリ、ストラスブール、チューリヒ；2007 年 3 月 10 日 (土) ～3 月 25 日 (日) オクスフォード、ロンドン、パリ、ストラスブール、ミュンヘンという行程であった (法学教室 321、322 号に報告がある)。両年度にわたって、青山学院から引率者として参加して下さったのがレントツ先生で、全行程をご一緒することができた。学生たちはロー・スクールの学生なので、2 週間受験勉強から離れてヨーロッパで過ごすことに不安を覚える向きもあったが、レントツ先生はどの大学の学生にも分け隔てなく教育的配慮を示された。移動中の電車の中で、隣に座った学生に、「六法はこうやってつぶすんだ!」と受験指南をされる。皆で食事をした後、コーヒー・タイムには、憲法判例百選の事件を順々に挙げるよう指示される。クイズによる知能訓練にはバリエーションがあり、木偏の漢字を端から挙げよ、というものもあった。また、携帯されている「豚投げ」というゲームを学生相手に楽しまれることもあった。各地での法学講演や裁判所見学などを先生流に楽しんでいらしたが、ストラスブールでは日仏大会館長のアレクサンドル教授 (ストラスブール第三大学) を相手に挑発的な質問を繰り返され、「独仏大論争」を勃発させた (在外研究中の申恵丰先生もその場におられた。レントツ先生は楽しんでいらしたようだ)。2006 年度の終着点はミュンヘンであったが、レントツ先生が研修をされた裁判所を見学し、ヨーロッパ特許庁を訪れて先生の詳しい解説の下、傍聴した。旅の終わりにビールで祝杯を上げた際、ミュンヘンの名物料理が待ちきれぬ様子だったことを印象深く覚えている。

ドイツの裁判官資格をもつ、わが国では数少ない教員であるレントツ先生の学識に我々は応答できたか？ ご退職にあたって、自問せざるを得ない。明治の先人の姿を重ね合わせつつ、先生には深い尊敬と感謝を表する次第である。